

呉市立中学校における
いじめ問題等事案に関する調査報告書

令和5年6月

呉市いじめ問題等調査委員会

はじめに

呉市いじめ問題等調査委員会（以下「委員会」という。）は、令和4年4月28日付にて呉市教育委員会より呉市立■■■■中学校におけるいじめ問題等事案についての調査・報告の依頼を受けました。委員会の目的は、呉市立■■■■中学校で発生したいじめ問題等事案における事実関係を明確にするための調査を実施することです。委員会は、公平・中立の観点から調査を行い、議論を重ねました。

本報告書は4つの構成でできています。第1は、委員会における調査及び会議の経過を表しました。第2は、委員会が検討のうえ認定したいじめ問題等事案の事実について述べ、第3に、本件における学校の対応上の問題点を指摘しました。第4では、学校の対応上の問題点について委員会からの意見を載せました。

今回の調査に当たっては、学校及び呉市教育委員会には数多くの資料や記録等の提出や調査を依頼し、また数多くの関係者にはたくさんの協力を依頼しました。協力していただいた皆さんに心より感謝いたします。

呉市いじめ問題等調査委員会
委員長 向 笠 章 子

目 次

第1	委員会の調査及び会議	
1	委員会の設置経緯	1
2	委員会の構成	2
3	委員会会議の経過	2
4	委員会による調査の内容	
	(1) 調査検討の対象とした事実について	4
	(2) 調査検討に際しての聴取や資料について	5
第2	委員会が認定した事実	
1	法と条例における「いじめ」について	6
2	本件いじめ問題等事案に係る事実（調査依頼事項1）	
	(1) 認定事実①に関して	7
	(2) 認定事実②に関して	8
	(3) 認定事実③に関して	9
3	上記認定事実と重大結果との因果関係（調査依頼事項2）	10
第3	本件いじめ問題等事案において学校が行った対応の問題	
1	認定事実①以前における当該生徒の状況	12
2	認定事実①における学校の対応	13
3	認定事実②における学校の対応	14
4	認定事実③における学校の対応	14
5	学校の対応における問題点の検討	15
第4	本件いじめ問題等事案における学校の対応の問題に対する委員会の意見	16

【関係資料】

- 資料1 いじめ防止対策推進法
- 資料2 いじめの防止等のための基本的な方針
- 資料3 いじめの重大事態の調査に関するガイドライン
- 資料4 呉市いじめ防止基本方針
- 資料5 呉市いじめ問題等調査委員会条例
- 資料6 呉市いじめ問題検証会議設置要綱
- 資料7 呉市いじめ問題等調査委員会条例第2条第2号の調査の実施について（依頼）
- 資料8 呉市内における「いじめの認知件数」（平成30年度～令和4年度）
- 資料9 「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の推進について」（平成30年1月23日付文部科学省通知）
- 資料10 「児童生徒の自殺予防に向けた困難な事態、強い心理的負担を受けた場合等における対処の仕方を身に付ける等のための教育の教材例について」（平成30年8月31日付文部科学省事務連絡）
- 資料11 「教師が知っておきたい 子どもの自殺予防」（平成21年3月文部科学省作成）
- 資料12 「子供に伝えたい自殺予防 学校における自殺予防教育導入の手引」（平成26年7月文部科学省児童生徒の自殺予防に関する調査研究協力者会議作成）

第1 委員会の調査及び会議

1 委員会の設置経緯

呉市いじめ問題等調査委員会は、いじめ防止対策推進法（以下「法」という。）を受けて制定された呉市いじめ問題等調査委員会条例（以下「条例」という。）に基づいて設置された呉市教育委員会の附属機関である。

令和4年3月、条例が一部改正され、調査対象となる事態として、いじめの重大事態以外の学校管理下における様々な事故や自殺が疑われる死亡事故など、市が設置する小学校、中学校等に在籍する「児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた事態であって、呉市教育委員会が調査委員会による調査が必要と認めるもの」が追加された（条例第2条第2号）。

委員会は、令和4年4月28日付にて呉市教育委員会から「呉市いじめ問題等調査委員会条例第2条第2号の調査の実施について（依頼）」と題する書面（添付資料）のとおり、「令和3年1月■■■日（■■）午前8時頃、JR呉線の踏切において生徒が列車に接触し、その後死亡が確認された」とする事態につき、当該生徒が通う呉市立■■■中学校において発生した可能性があるいじめ問題等事案及び条例第2条第2号に規定する事態に関する調査及び報告の依頼を受けた。

かかる依頼のあった調査事項の内容については、事項1が「当該生徒の学校生活において、自殺につながるような出来事があったのか」であり、事項2が「その出来事と当該生徒の死との因果関係はあるのか」である。

この報告書は、上記依頼を受けて、上記の事態に関連する事実経緯と学校が行った対応について調査し、加えて、今後の本件に類似する事態の再発を防止すべく、学校が行った対応に関して委員会の意見を示すものである。

2 委員会の構成

委員会は、以下のとおり委員会委員5名により調査及び審議に当たった。

区 分	任期／委員名	
	令和2年7月1日～ 令和4年6月30日	令和4年7月1日～ 令和6年6月30日
学 識 経 験 者	向 笠 章 子	向 笠 章 子
弁 護 士	相 原 新 太 郎	平 元 陽 亮
医 師	寺 本 勝 哉	水 馬 裕 子
臨 床 心 理 士	新 宅 千 絵 子	新 宅 千 絵 子
社 会 福 祉 士	二 川 英 二	二 川 英 二

3 委員会会議の経過

委員会の調査及び会議の日程とその概要は、以下のとおりである。

日付	会議	協議事項
令和4年 4月28日	第1回	<ul style="list-style-type: none">・ 事務局により事案に係る説明・ 事案に係るこれまでの取組についての報告・ 今後のスケジュールについて
令和4年 5月24日	面談	<ul style="list-style-type: none">・ 遺族との面談
令和4年 6月23日	第2回	<ul style="list-style-type: none">・ 遺族との面談結果についての報告・ 今後の日程について
令和4年 8月30日	面接	<ul style="list-style-type: none">・ 遺族との面接
令和4年 9月15日	第3回	<ul style="list-style-type: none">・ 調査方法の協議等・ 今後の協議の方向性、日程について

令和4年 9月27日	第4回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査方法の協議等 ・ 資料の精査 ・ 今後の協議の方向性、日程について
令和4年 10月4日	第5回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査方法の協議等 ・ 協議内容の確認等 ・ 資料の精査
令和4年 10月13日	第6回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査方法の協議等 ・ 各委員が整理した資料の確認 ・ 今後の協議の方向性
令和4年 10月18日	第7回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から提出された資料の確認 ・ 調査方法の協議等 ・ 今後の協議の方向性
令和4年 11月17日	第8回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 事務局から提出された資料の確認 ・ 調査方法の協議等 ・ 報告書の作成について ・ 今後の協議の方向性
令和4年 12月6日	第9回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査方法の協議等 ・ 今後の協議の方向性
令和4年 12月15日	第10回	<ul style="list-style-type: none"> ・ アンケートの精査 ・ 調査報告書の作成についての協議
令和5年 1月12日	第11回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査報告書の作成についての協議
令和5年 1月31日	第12回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査報告書の作成についての協議
令和5年 2月9日	第13回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査報告書の作成についての協議
令和5年 2月21日	第14回	<ul style="list-style-type: none"> ・ 調査報告書の作成についての協議

令和5年 3月9日	第15回	・ 調査報告書の作成についての協議
令和5年 3月23日	第16回	・ 調査報告書の作成についての協議 ・ 遺族から提出された動画資料の視聴及び検討
令和5年 4月20日	第1回	・ 調査報告書の作成についての協議
令和5年 4月27日	第2回	・ 調査報告書の作成についての協議
令和5年 5月16日	第3回	・ 調査報告書の作成についての協議
令和5年 6月8日	第4回	・ 調査報告書の作成についての協議

4 委員会による調査の内容

(1) 調査検討の対象とした事実について

調査依頼事項1の「当該生徒の学校生活において、自殺につながるような出来事があったのか。」を協議検討するにあたって、本件いじめ問題等事案における当該生徒の家族からの申出内容を主として、学校関係者が把握する当該生徒を巡る中学校入学時からの経緯を把握するに努め、調査を開始したところ、いじめ問題等事案として検討対象とすべき大卒の事実として以下の3点の事実の有無及び具体的な経緯を中心に据え、詳細な調査検討を加えることにした。

- ① 令和2年7月■■■日に当該生徒が■■■■■したことについてのからかいや中傷がなされた経緯等
- ② 令和2年11月頃からの当該生徒の宿題や提出物の遅れを再三言い立てられ、当該生徒が仲間外れにされた経緯等

- キ 遺族電話【市】
- ク 令和3年12月 12月12日の件について【学】
- ケ LINEの画像【市】
- コ 事故前後における事案の時系列【市】
- サ 令和元年度いじめアンケート【学】
- シ 遺族から提供された動画の本文【遺】
- ス SOSの出し方に関する教育に係る資料〔全般〕【市】
- セ SOSの出し方に関する教育に係る資料〔令和4年度〕【市】
- ソ SOSの出し方に関する教育に係る資料〔令和4年度■■■■中〕【学】

第2 委員会が認定した事実

1 法と条例における「いじめ」について

委員会が調査すべきいじめ問題等事案にかかる「いじめ」とは、法2条によって「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているもの」と定義されている。

そして、いじめ問題等事案に対する国の基本方針がまとめられた「いじめの防止等のための基本的な方針」（以下「国の基本方針」という。）第1の項の5項においては、「個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童生徒の立場に立つことが必要である。この際、いじめには、多様な態様があることに鑑み、法の対象となるいじめに該当するか否かを判断するに当たり、『心身の苦痛を感じているもの』との要件が限定して解釈されることのないよう努めることが必要

■は不明であった。

翌■日、当該生徒は■により学校を欠席した。担任は、当該生徒の母親から■は当該生徒のものであることを確認した。教室では、上記の件につき、噂となった。

数日後、当該生徒が上記の件に関し「穴があったら入りたい」と発言した。休憩時間などにおいて、当該生徒は、数人から、「■」や■の商品名を言い換えたような呼び方をされたり、仲間外れにされたりすることもあった。

(2) 認定事実②に関して

令和2年11月頃からの当該生徒の宿題や提出物の遅れを再三言い立てられ当該生徒が仲間外れにされた経緯等に関しては、以下の認定をする。

令和2年4月頃から、当該生徒は、宿題や提出物を忘れることがあった。同年11月頃になると、宿題をしてこないことや提出物を忘れることが目に付くようになった。

周囲の友人らから、宿題をするべきという当初は適当な助言がなされていたものの、次第に強い言葉で、また執拗に、「■」「■」「■」との証言があるほど、集団で、宿題をするべきという注意が繰り返されるようになった。さらに、宿題をしてこなかったことを理由にして、当該生徒が居る場から周囲の友人らが一斉に逃げるといった仲間外れがなされることもあった。

試験前の休憩時間に、友人らが教科書を出して集まっている中、当該生徒が「■」と言われ、教科書を見せてもらえなかったこともあった。

同年12月には、当該生徒が授業中に発言するよう教員から指名されたところ、泣き出すというできごとがあった。授業後、当該生徒は、教員に対

て、「児童等」である当該生徒が、「当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等」である一部の生徒を含む友人らから、上記の言葉や仲間外れなどの行動、そしてLINEグループの消去、個人LINEのブロック、上記LINEスタンプの送付といった「心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）」を受けて「心身の苦痛を感じているもの」であって上記の法及び条例にいう「いじめ」に該当するものと判断する。

次に、「因果関係」についてであるが、本来「因果関係」という概念は、一定の関連性が認められることを前提にして原因と結果にかかる帰責の有無を分析する概念であり、一般上、科学法則上、医学上、倫理上、政治上、刑事責任上あるいは民事責任上など、あらゆる関連性の分析を要する場において、それぞれ全く別個でかつ高度に専門化された解釈を基にして帰責の有無の判断がなされるべき前提たる概念である。

ここで、いじめ問題等調査委員会という場においては、同委員会の立場で判断すべき「因果関係」の解釈やその内容が具体的に明らかになっているわけではなく、重大結果との「因果関係」の有無を分析すること自体、本来困難であるものと言わざるを得ない。

もっとも、本件では、調査依頼事項2として、「因果関係」の調査を求められている以上は、委員会の意見として以下の点を明らかにする。

重大結果を選択するに至った当該生徒は、認定事実①～③を主とするその他の多くの苦悩を抱いていたものであって、個々の出来事に軽重の差はあろうともそれぞれの事情がいずれも絡み合い、苦悩を増幅させていったものと考えられる。

その中でも、特に、認定事実②から③に至っては、上記の言動や仲間外れなど友人らとの関係が日々悪化し、一部の生徒との諍い、また直接ではない場面もあるが当該生徒が気にする様な言葉をなげかけられ、その上で「

■■■■■」というLINEスタンプを送られた直後から学校を欠席、その後は再び学校に登校することはできないまま、本件事態発生に至ったものである。

こうした認定事実①～③の内容、順序、そして本件事態に至った時期等を含めた上記諸般の事情を総合考慮すると、上記の認定事実と重大結果との間には関連性が認められることを否定することはできない。

なお、「関連性」という文言を用いたのは、上記のとおり、解明すべき「因果関係」の概念にかかる解釈ないし内容が明らかではないことから、行為者に対する帰責の有無を判断するものではなく、あくまで委員会が原因と結果にかかる事実的な関係性の有無を判断したことを明らかにするためである。そのため、委員会の上記判断は、上記の認定事実に関係する生徒らに対して責任を負わせる趣旨ではないことを申し添えるものである。

第3 本件いじめ問題等事案において学校が行った対応の問題

1 認定事実①以前における当該生徒の状況

令和2年2月■■日、早朝から当該生徒が家出し、置手紙に「友人関係にトラブルがあるため学校へ行きたくない」と記載していた。

同日■■時頃、当該生徒は発見され、家出の理由を、席替えで一緒になった生徒らにこそこそ話をされた、新入生説明会の準備でパソコン室に残るよう友人に言われて仲間外れにされたと感じた、友人と話をしている際に他の生徒が友人を連れていき自分が避けられていると感じた、学校外にて5人で遊ぶ話をしていた際に「4人まで」と言われて仲間外れにされたと感じた、班替えで一緒になった女子生徒に露骨に嫌がられた、通学路が一緒の生徒に嫌そうな表情をされた、などと話した。

翌■■日、当該生徒の母親から、校長に対し、当該生徒は精神面が弱い部分

長期休暇の直後には心身が不安定になる生徒が増加することについては、一般的に知られているところではあるが、当該生徒が正月を挟んだ冬期休暇の直後とも言うる1月■■■■日～■■■■日（■■■■日は土曜日、■■■■日は日曜日）の連続欠席したことについても、学校は当該生徒が家族会議をして休むということは知っていたが、これに加えて特段の対応がなされた形跡は見当たらない。

5 学校の対応における問題点の検討

上記した認定事実①以前における当該生徒の状況からすると、学校においても、令和2年2月に家出があり、当該生徒が明かした家出の理由からしても学校において友人関係に悩み、疎外感を感じていたことを従前から把握されていたものである。加えて、当該生徒の母親からは、当該生徒は精神面に弱い部分があるなどの懸念事項を伝えられ、■■■■との同一クラスに進級することの希望も明らかにされていた。

これに対して学校においては、結果として希望は受け入れず別クラスとしている。■■■■を同一クラスに進級させるかについては、賛否が分かれる課題であり校長はその理由として当該生徒の自立を挙げているが、自立の試練として別クラスにする時期の妥当性については、別途考慮する必要があったものと考えられる。加えて、上記の家出に関連する諸事情からすれば、学校においては当該生徒の友人関係や精神面に従前から不安があったことを知っていたものである。家出は、自殺も含む環境への不適應のサインの1つでもあり、禁止（「絶対にダメ」という指導）ではなく、より安全なSOSの出し方を伝えることが重要である。クラス分けの問題に限られず、特に慎重な対応を求められるべき状況にあったものといえる。

仮に当該生徒の母親から他の生徒への指導などを希望しないとの意向が示されていたとしても、学校側としては、適宜、当該生徒への個人面談を重

行為態様ではなく、行為を受けた側の児童生徒が心身の苦痛を受けたのか、つまり傷ついているのかどうかを重要な判断要素としている。

そうである以上は、学校側においても、児童生徒の行為態様だけでなく、行為を受けた側の児童生徒が傷ついているのかどうかに対し、敏感に観察・対応しなければならない。

それにもかかわらず、本件では、上記のとおり特段の対応がなされた形跡が見当たらない。例えば、現在使用しているいじめアンケート調査票において、行為態様の例のみ強調されているが、いじめの定義につき改めて分かりやすく説明されていることが望ましいであろう。そして、本人が「大丈夫。」と言おうとも、「それはいじめの可能性がある。しっかり聞き取り対応する責任が先生にある。」と継続して一緒に取り組む姿勢があることを示すことが大切である。

また、本件では、上記のとおりLINEでのやりとりによって児童生徒の間で感情の対立が深まった事実が認められている。LINEなどSNSを用いたコミュニケーションにおいては、メッセージ自体が短いことに加えて、スタンプや絵文字といったツールやブロックなどの機能を用いることによって、意図が正確に伝達されないことや誤解を招く可能性があることについて改めて児童生徒に注意を喚起し、SNSなどの新しいコミュニケーションの在るべき利用方法や教育方法を学校において検討を進めるべきである。

さらには、本件における学校の対応の問題として、当該生徒において自身が抱える悩みを学校に打ち明ける、相談し易い環境が醸成されていなかったことも指摘しておかなければならない。

言うまでもなく、いじめの防止やいじめの早期発見といった対応が大切なのであるが、多忙な学校の教員においては、これらの対応を完璧に行うことは現実的には困難であり、そうであれば、これを補完する準備として、児童

生徒が相談しやすい環境づくりによるいじめ問題等事案発生の未然防止にも注力しなければならない。

近年、新型コロナウイルス感染拡大防止のために緊急事態宣言や臨時休校が続いたこともあり、児童生徒がこれまでの様な十分な教育や人間関係形成の場を与えられておらず、人知れず苦悩し、重大な事案に至るケースが全国的に相次いでいる。

学校側においては、改めて、重大な事案に至る児童生徒の心理・兆候などを見逃さないよう、研修等により情報を共有し、学校内での相談しやすい環境を整え、あるいは学校外での種々の相談窓口の案内などを具体的に周知しておく必要がある。

おわりに

現在、法や条例は、「いじめ」の概念を広く設定しました。

「いじめ」の概念を広く設定したことによって、対象となる行為態様のみを分析するのではなく、行為を受けた側の児童生徒が心身の苦痛を感じているのかを重要な判断要素としたのです。

児童生徒は年齢が若く、将来への様々な可能性が期待されている一方で、得意不得意の分野をそれぞれが有しているように個性があります。不得意な分野をなくす努力も大切ですが、その人のことを思っただけの注意・指導または善意に基づくものであろうとも、その場合や程度によっては「いじめ」になり得るのです。

本件で認定されたいじめに関する事実においては、行った側のみならず、関わった周囲の者全てが、善意や正当な指導であるなどと軽く捉えていた一方で、受けた側が深く傷ついており、両者には意識の乖離があります。こうした意識の乖離を埋める作業が何よりも大切な教育であると考えます（なお、こうした意識の乖離を埋める教育については、野村武司「学校におけるいじめ対応」精神医学63巻2号209頁以下などを研究されてみてください）。

今回の調査事案は、いじめが発生する端緒や契機となりうる事態が事前に発生していたことから、早い段階から学校内で問題や注意を共有化されるなど、当該生徒を巡る生徒間の人間関係が慎重に観察されていれば、先生方の対応が異なったものになっていたであろうというべき余地があります。

その上で、児童生徒が適切にSOSを出すことができるよう、具体的な事例をもとにした授業を行い、また相談しやすい体制を整備して、いじめ発生端緒となりうる事態の早期把握やいじめ問題等事案の未然防止に努めていく必要があります。そのためには各教員がいじめ問題等事案の未然防止についての研修に取り組み、児童生徒のSOSに敏感になることと学校が組織的に対応できる体制を常に維持しておくことが大切です。そして、各学校の実態を呉市教育委員会はきちんと把握し、

適宜指導・監督していくことが重要です。各組織が適切に機能し、児童生徒が安心して教育を受けられることを希求いたします。